県 政 経 営 会 議 資 料 令和5年(2023年)11月28日 文化スポーツ部文化芸術振興課 文化スポーツ部スポーツ課 教育委員会事務局保健体育課

滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針 ~中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方~ (原案)について

1 策定の趣旨

中学校の部活動を取り巻く状況は、少子化の進展に伴う生徒数の減少など、近年大きく変化してきている。

本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、県の考え方を示すものである。

方針をもとに、地域の実情に応じて、学校部活動の地域連携を図りつつ新たな地域クラブ活動への移行を図り、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術の活動環境の確保を図る。

2 本県における取組、経過等

	R3	R4	R5	R6	R7	R8~
国 ガイドライン		策定 (R4.12)		改革推進期間	(見直し)	推進期間を検証の上、
711177		(R4.12)				必要な取組
県·市	実践 県・2市(米	研究 ・	実証事業県・8市町	実証事業	実証事業の成果、関係方面からの意見等を踏まえつつ推進	

<令和4年度>

- ○市町、関係団体等協議
- ・部活動の在り方検討会(4月、6月)、部活動の地域移行に関する検討会(9月、11月、3月)
 - ・市町との情報・意見交換会 (7月、12月、2月)、関係団体との意見交換会 (10月)
- ○実践研究事業の委託実施(米原・彦根)
- ○学校部活動のガイドライン「部活動の指導について」改訂 (3月)

<令和5年度>

- ○市町、関係団体等協議
 - ・市町との情報・意見交換会(5月9日)
 - ・部活動の地域移行に関する検討会(6月22日)
- ○実証事業の委託実施(運動部:米原・彦根・長浜・近江八幡・東近江・竜王・豊郷・多賀) (文化部:長浜・竜王)
- ○部活動の地域移行に関する協議会(第1回:7月26日、第2回:11月8日)
 - ・関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者による協議

3 スケジュール

7月6日 定例教育委員会

7月7日 常任委員会

7月26日 第1回部活動の地域移行に関する協議会

10月30日 市町との情報意見交換会議

11月8日 第2回部活動の地域移行に関する協議会

12月 常任委員会

2月 定例教育委員会

 2月
 常任委員会

 3月
 方針策定

滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針(原案) 概要版

~中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方~

1 方針策定の趣旨

本方針は、学校部活動の地域連携および新たな地域クラブ 活動への移行について県の考え方を示すもので、本県の公立 の中学校(義務教育学校後期課程および特別支援学校中学部 を含む)の生徒の学校部活動および地域クラブ活動を主な対 象とする。

2 本県における部活動等の状況

<中学校の生徒数・部活動等の現状>

本県の中学校生徒数は、サインでは、 本県の中学校生徒数は、サインでも清に減少傾向にあり、 今後も年齢別人口の状況から減少が予想される。また、運動 部は、合同チームによる大会出場が増加している。部の設置 数については、運動部は減少し、文化部は増加している。

中学校生徒数の推移

単位	٠	人】
	٠	Λ

年度	H24	R1	R2	R3	K4	K5	
人数	41, 274	38,884	38, 921	39, 339	39, 170	39, 178	
部設置数 【単位:部】							
É	F度	R1	R2	R3	R4	R5	
運動部	男子	626	628	613	610	588	
建制印	女子	609	606	599	589	562	
文化部	男子	220	220	231	234	240	
	77	261	266	258	251	256	

1 11 4	~		1.37			
年	度	R1	R2	R3	R4	R5
部	数	18	22	18	24	35

<部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状、課題等>

- ・生徒のスポーツ・文化活動を取り巻く環境は、市町または 都市部・地方部など地域や競技種目等で様々な状況にある。
- ・県内の生徒のだれもが充実した活動できるよう、生徒が参 加しやすい環境を確保することが求められる。
- ・生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ場の確保に繋がる よう、地域の実情に応じて、多様な実施主体や運営団体等 の受け皿の充実が求められる。
- ・生徒の適切な活動には、質・量ともに十分な指導者が不可 欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者を確保して いくことが求められる。
- ・競技経験等がない教員や指導を望まない教員がいる一方 で、専門的な知識、経験等を持ち指導を希望する者もおり、 教員が指導者として活躍できる環境が求められる。
- ・生徒の活動の機会の提供にあたって、適切な活動時間の設 定や怪我・事故への対応等、生徒の健康・安全面への配慮 が求められる。
- ・生徒の地域におけるスポーツ・文化芸術活動の場の確保へ 向けた課題検証等のため、実証事業を実施している。

3 県の方針

(1) 基本的な考え方

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するよう、まずは学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な活動体制づくりを行うと ともに、併せて新たな地域クラブ活動への移行を進めていく。

県においては、実証事業における成果や課題、各市町の現状や意向を踏まえるとともに、部活動の地域移行に関する協議会の意見を参考 にしつつ、関係者の共通理解の下、各地域の実情に応じできるところから取組を推進していく。

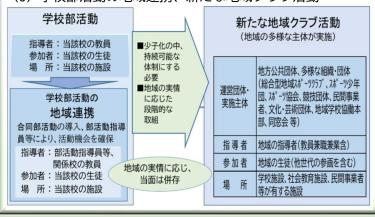
(2) 目指す姿

将来にわたって本県の子どもたちのスポーツや文化芸術 活動に親しむ機会が、市町や関係機関、スポーツ・文化関係 団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合わせて確保さ れている。

(実現に向けて求められる要素)

- ① 子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動 に親しむことのできるよう学校と地域が連携した持続可 能な体制の整備
- ② 子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制の
- ③ 成長期にある子どもたちが、適切な休養日や活動時間の 中で、学校内外の活動、および食事・休養・睡眠等時間の バランスの取れた生活を送ることができる環境づくり

(3) 学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動



4 推進の方策

(1) 体制づくり

●関係者による連携体制の構築

- ・関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学 校、保護者等の関係者からなる協議会等にて 情報・意見交換を行い、緊密に連携する。
- ・コーディネーターを配置し、市町・学校・関

 【<県内大学と連携> 係団体等との連携を図る。

●運営団体・実施主体の体制整備

・受け皿として想定される総合型地域スポーツ クラブ、スポーツ少年団、地域学校協働本部 等の運営団体・実施主体が、社会体育・教育 ■●指導者の資質向上 施設や文化施設、自ら保有する施設を利用します・公認指導者制度の周知を図る。 て、生徒が適切な運動時間で活動できるよう
┃ 組織の強化や機能の充実を図る。

●部活動の適切な運営・地域連携

・生徒にとって望ましい運動・スポーツ・文化 芸術活動の環境を構築する観点から、部活動 の持続可能で適切な運営を図るとともに近隣┃●教師等の兼職兼業 組を進める。

(2) 人づくり

●指導者の確保

【<人材バンクの設置>

- ・指導者の情報を一元的に集約し、条件に合致 した指導者に関する情報提供等を行う。
- ・大学生が指導者または指導者の補助として関 わることができる体制を検討する。
- ・中学校における部活動指導員や外部指導者な どの教員以外の指導者の確保を図る。

- ・多様な指導者研修会(スポーツ医学の知識 や、効果的な指導方法等)の実施を図る。
- ・安全の確保や事故防止を図る。
- ・暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント 等の根絶の徹底を図る。

学校との合同練習等の交流など地域連携の取Ⅱ・地域クラブ等で指導を希望する教師等が、円 滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や 運用の改善を行う。

(3) 環境づくり

●健康・安全面等への配慮

- ・生徒の健康や心身の成長に配慮した、適切な 活動時間や休養日を設定する。
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付と 同等の補償がある保険に加入をすることを推 進する。
- 家庭の経済状況等にかかわらず、スポーツ・ 文化芸術活動に親しむ機会が得られるよう配 慮する。

●活動の場の確保

- ・県立学校の施設利用や、社会教育施設・文化 施設等の低廉な使用料での利用など、利用し やすい環境について検討する。
- ・スポーツ・文化芸術関係団体や民間企業に対 して、保有施設や設備・用具等の活用に関す る支援などの協力を求める。

●大会への参加機会の確保

・地域クラブや地域連携による複数校合同チー ム等が中学生の大会等に参加できる環境を整 える。

滋賀県における 学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針

~中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して 親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方~ (原案)

令和5年 月

滋賀県

目 次

1 7	方針策定の趣旨	2
2 2	本県における部活動等の状況	3
(1)	部活動の意義	3
(2)	中学校における部活動の現状	3
(3)	スポーツ 環境の現状 4	4
3 4	県の方針!	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	目指す姿	6
(3)	学校部活動の地域連携・新たな地域クラブ活動	6
4 ‡	雀進の方策	8
(1)	体制づくり	8
(2)	人づくり	8
(3)	環境づくり	9
	:考>	
1. *	思定される連携・移行パターンの例1	1
2. 4	各市町の取組にあたって 12	2
3. ±	也域移行の制度設計の手順 1:	3
4. 3	スケジュール1	6

1 方針策定の趣旨

本方針は、国が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(R4.12スポーツ庁・文化庁)」(以下、「ガイドライン」という。)を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動の地域連携および新たな地域クラブ活動への移行について県の考え方を示すもので、本県の公立の中学校(義務教育学校後期課程および特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)の生徒の学校部活動および地域クラブ活動を主な対象とする。

学校部活動の地域移行は、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

県においては、本県の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築されるよう、 市町および各学校の取組等の状況の把握に努め、課題解決に向けて、本方針に基づき、学 校部活動の地域連携および新たな地域クラブ活動への移行へ向け継続的な取組を行う。

※ (参考) 国がガイドラインを示すまでの経過

- ・平成31年1月に、中央教育審議会の答申において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。
- ・令和2年9月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと等が示された。
- ・令和4年6月に、スポーツ庁が設置した有識者会議から、同年8月に文化庁の設置した有識者会議からそれぞれ提言が出され、休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とし、地域の実情に応じた地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進していくこと等が示された。
- ・令和4年12月に、スポーツ庁および文化庁による部活動の地域移行に関する検討会議の

提言を踏まえた国のガイドラインが示され、公立中学校における部活動の地域連携ならび に地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動へ の移行に取り組むとされた。

2 本県における部活動等の状況

(1) 部活動の意義

部活動は、生徒のスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的、自発的な 参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多様な学びの場として生徒 の資質・能力の育成に資するものである。

また、学校教育の一環(教育課程外)として行われ、体力や技能の向上を図る目的以 外にも、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ることや自己肯定感を高 めたりするなど、大きな役割を果たしている。

(2) 中学校における部活動の現状

少子化の進展等に伴い、中学校の部活動を取り巻く状況は、近年大きく変化してきて おり、中学校生徒数は、過去5年間は増減があるものの減少傾向にあり、今後も本県の 年齢別人口をみると減少傾向が予想される。

部活動の加入率は、運動部は減少傾向にあり、文化部は概ね横ばいの状況にある。そ の状況から、運動部は、合同チームによる大会出場が増加している。また、部の設置数 については、運動部は減少し、文化部は増加している。

ア 中学校生徒数の推移(5/1調査)

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					
年 度	H24	R1	R2	R3	R4	R5
人 数	41, 274	38,884	38,921	39, 339	39, 170	39, 178

【単位:人】

【単位: 上段(%)·下段(人)】

年龄则人口(今和5年1月1日)

1_	年齢別人口(<u>[</u>	単位:人】				
	年 齢	15 歳	14 歳	13 歳	12 歳	11 歳	10 歳
	人数	13, 693	13,904	13,590	13,649	13, 426	13, 161
		9歳	8歳	7歳	6歳	5 歳	4歳
		12,939	12,719	12,694	12,609	11,968	12,069

ウ 部活動加入率および部員数

	O) O O DISCOX		K 1 1-22	112 (74)	
年 度	R1	R2	R3	R4	R5
運動部	68. 2	66.9	66. 1	65.0	63.0
) 建到印	26, 510	26, 057	25, 994	25, 437	24, 764
文化部	19.2	18.9	19.4	19.5	20.3
人们即	7, 444	7, 358	7,647	7, 796	7,822

工 部設置数 (5/1調査)

		· (3/ 1 19/31	,				N 1 122 - HI-7
	年 度		R1	R2	R3	R4	R5
運動部	男子	626	628	613	610	588	
	建制部	女子	609	606	599	589	562
	文化部	男子	220	220	231	234	240
	X.IPu)	女子	261	266	258	251	256

オ 中体連主催大会:合同チーム出場数(R4 県中体連春季総体実績)

 			1 113741 (1					
年	度	R1	R2	R3	R4	R5		
部	数	18	22	18	24	35		

力 競技・種目別の参加数:(県中体連春季総体実績・男子)

【単位:上段(部数)・下段(人)】

【単位:部】

競技・種目	野球	サッカー	ハ゛スケット	陸上	卓球	バドミントン
H24 年度	96	85	76	78	74	29
	3, 492	3, 102	2, 131	2, 165	1,569	638
R3 年度	84	72	73	78	63	39
K3 平良	1,818	2, 139	2, 164	2, 394	1,891	1,015

(3) スポーツ環境の現状

○総合型地域スポーツクラブ

創設クラブ数は、55団体(令和5年6月現在)。

各クラブでは、多世代が、様々なスポーツ活動を展開している。

県内クラブの JSPO ((公財) 日本スポーツ協会) 公認スポーツ指導者数: 1 1 7 人 (内訳) 湖西ブロック 24 人 湖東ブロック 13 人 湖南ブロック 54 人 湖北ブロック 26 人

○スポーツ少年団

登録数等は、近年、減少傾向にある。

令和4年度の登録団員数は、11,855人。うち、中学生は779人。

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
登録団数	[団]	440	438	417	401	392
登録団員数	【人】	14, 376	13,830	12, 182	12, 547	11,855
登録指導者数*	【人】	3,897	3,845	2,483	2, 274	2, 267

*登録指導者:JSPO の公認スポーツ指導者資格

○JSPO 公認スポーツ指導者(JSPO 認定のスポーツ指導者基礎資格,競技別指導者資格等)

指導者数は、近年、増加傾向にある。なお、令和3年度の指導者2,948人のうち、教員は約400人(小15%・中22%・高63%)となっている。

【単位:人】

年 度	Н30	R1	R2	R3	R4
公認指導者数	2,656	2,672	2,804	2,948	3, 294

(4) その他部活動やスポーツ・文化活動を取り巻く現状、課題等

- ・生徒のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境は、市町または都市部・地方部など地域 や競技種目等により様々な状況にある。
- ・県内の生徒のだれもが充実した活動できるよう、生徒が参加しやすい環境を確保することが求められる。
- ・生徒のスポーツや文化芸術活動に親しむ場の確保に繋がるよう、地域の実情に応じて、 多様な実施主体や運営団体等の受け皿の充実が求められる。
- ・生徒の適切な活動には、質・量ともに十分な指導者が不可欠であり、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していくことが求められる。
- ・競技や指導の経験がない教員や指導を望まない教員がいる一方で、専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を希望する者がおり、教員が指導者として円滑に活躍できる環境が求められる。
- ・生徒の活動の機会の提供にあたって、適切な活動時間の設定や怪我・事故への対応等、 生徒の健康・安全面への配慮が求められる。
- ・生徒の地域におけるスポーツ・文化芸術活動の場の確保へ向けた課題検証等のための実 証事業を実施している。

3 県の方針

(1) 基本的な考え方

少子化の進展により、本県中学校の生徒数が減少傾向にあるとともに、部活動設置数 の減少、部活動の加入率・加入数の減、指導者の不足、合同チーム出場数の増加、中体 連主催大会(団体種目)への参加数減など、現状学校部活動を従前と同様の体制で運営 することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、学校部活動から地域クラブ活動へ移行することにより、地域での多様な体験や地域の人との豊かな交流等を通じて、新しい価値が創出されることが期待できる。

このことから、地域と連携しつつ、まずは学校部活動の地域連携を進めながら持続可能な活動体制づくりを行うとともに、併せて新たな地域クラブ活動への移行を進めていく。

県においては、実証事業における成果や課題、各市町の現状や意向を踏まえるととも に、部活動の地域移行に関する協議会の意見を参考にしつつ、関係者の共通理解の下、 各地域の実情に応じできるところから取組を推進していく。

(2) 目指す姿

将来にわたって本県の子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が、市町や 関係機関、スポーツ・文化関係団体等との連携・協働のもと、地域の実情に合わせて確 保されている。

(実現に向けて求められる要素)

- ① 子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に親しむことのできるよう学校と地域が連携した持続可能な体制の整備
- ② 子どもたちの自主的・自発的な活動を支える指導体制の構築
- ③ 成長期にある子どもたちが、適切な休養日や活動時間の中で、学校内外の活動、および食事・休養・睡眠等時間のバランスの取れた生活を送ることができる環境づくり

(3) 学校部活動の地域連携・新たな地域クラブ活動

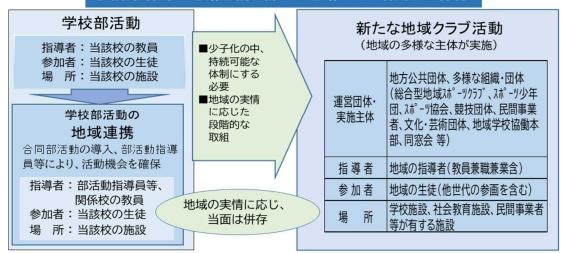
【① 学校部活動の地域連携】

- ア 学校の設置者および校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に 応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者 の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化 芸術の環境整備を進める。
- イ 学校の設置者および校長は、中学校、高等学校、大学および特別支援学校等の学校 種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。
- ウ 学校の設置者および校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動に ついては、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日において も、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

【② 新たな地域クラブ活動】

ア 県および市町は、地域の実情やニーズを踏まえて、生徒が生涯にわたってスポーツ・ 文化芸術に親しみ、心身の健全な育成等に繋がるよう、地域のスポーツ・文化芸術団体、 学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たに地域クラブ活動を行 う環境を速やかに整備する。 イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、例えば総合型地域スポーツクラブ各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる。

学校部活動の地域連携、新たな地域クラブ活動 全体像



4 推進の方策

(1) 体制づくり

① 関係者による連携体制の構築(協議会等の設置)

ア スポーツ・文化芸術団体、学校・教育関係団体、保護者、大学、庁内の関係部署等からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。

イ 学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様 な活動ができる環境を整えるため、県に統括コーディネーターを置き、必要に応じて県 から市町や関係団体へ派遣等により連携を図る。

② 受け皿となる運営団体、実施主体の体制整備

受け皿として想定される総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学や体育・スポーツ協会、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を利用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制を整えていけるよう組織の強化や機能の充実を図る。

③ 部活動の適切な運営、地域との連携

生徒にとって望ましい運動・スポーツ・文化芸術活動の環境を構築する観点から、 県がガイドラインとして、地域連携や地域クラブ活動移行の趣旨等を踏まえ改訂(令和5年3月)した「部活動の指導について」に基づき、持続可能で適切な運営を図る とともに近隣学校との合同練習等の交流など部活動の地域連携の取組を進めていく。

⑤ 移行のパターン

市町や地域、各学校により、活動していくための環境やニーズなどは様々であるため、県は一律に取り組み方を定めず、複数のモデルを整理し、選択しながら取組を進めていけるよう支援していく。

(2) 人づくり

① 指導者の量の確保

ア 生徒の多様なニーズに応じた指導者の確保に繋がるよう一定の要件を満たした 指導者を紹介する人材バンクを整え、指導者を必要とする団体(学校・クラブ等) と指導が可能者(コーチ)、双方が必要な情報を閲覧できるようにする。

イ 県内大学と連携し、在籍する大学生が指導者または指導者の補助として関わる ことができる体制を検討する。 ウ 生徒のニーズを踏まえた充実した活動に繋がるよう、中学校における部活動指 導員や外部指導者などの教員以外の指導者の確保を図る。

② 指導者の質の確保・向上

- ア 公益財団法人日本スポーツ協会が定める公認スポーツ指導者制度等の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。
- イ スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者に対し、多様な研修会を設定し、質の向 上に努める。
- ウ 生徒の安全の確保や事故防止の徹底を図る。
- エ 暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶の徹底を図る。

③ 教師等の兼職兼業

地域クラブ等で指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、 規程や運用の改善を行う。

(3)環境づくり

① 健康面・安全面等への配慮

- ア 生徒の健康や心身の成長に配慮し、活動時間は学校部活動に準じ、平日2時間程度、休業日3時間程度、週当たり2日以上の休養日(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上)に設定するなど適切な活動がされるよう取り組む。
- イ 指導者、参加者に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補 償がある保険に加入をすること推進し、怪我や事故が生じても適切な補償が受け られるようにする。

② 活動推進のための条件、環境整備等

- ア 県立学校の施設利用や、社会教育施設・文化施設等の低廉な使用料での利用など、 利用しやすい環境について検討する。
- イ 県において関係するスポーツ・文化芸術関係団体や包括連携協定を結んでいる 民間企業に対して、保有施設や設備・用具等の活用に関する支援などの協力を求め ていく。
- ウ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費設定や地域の課題に沿った支援の検討など、家庭の経済状況等にかかわらず、スポーツ・文化芸術活動に 親しむ機会が得られるよう配慮する。

③ 成果発表の場としての大会等

参加機会の確保の観点から、大会主催は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブや地域連携による複数校合同チーム等が中学生の大会に参加できる環境を整えていく。(中体連への参加資格の整理等)

1. 想定される連携・移行パターンの例

生徒の文化・スポーツ活動のニーズや地域の環境などの状況は様々であり、地域の実情に 応じた取組が求められ、次のような連携や移行、実施主体等のパターン(型)が考えられる。

生徒の活動の場		活動実施主体、指導者による区分	摘 要		
A. 学校部活動		1 学校部活動(従来型)	当該校の生徒、教員による部活動 (人数確保ための合同チーム編成の場合を含む。)		
	B. 学校部活動 (地域連携)	1 外部連携·支援型	部活動指導員や外部指導者によるサポートによる部活動		
		2 拠点校、拠点施設型	拠点となる学校・施設を核に、合同または複数校生徒 が参加する部活動		
	C. 地域クラブ等活動 (まずは休日)	1 市町主導運営・指導型	市町が地域団体、民間組織等と連携して運営、指導		
		2 地域団体等運営·指導型	地域スポーツ団体、学校支援協議会、競技団体等によ る運営、指導		
		3 民間事業者等運営·指導型	地域の民間事業者による指導		

※地域の実情や競技種目等により様々な活動の形態等が想定され、当該区分パターンにおいて重複する場合がある。

~それぞれのモデルパターンの例~

A-1. 従来型の例

- ・従来の部活動の運営スタイルを継続する。
- ・人数の足りないチーム同士で合同チームを組む。

B-1. 外部連携・支援型の例

・教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。(部活動指導者)

- ・学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を 委嘱する。(外部指導者)
- B-2. 拠点校・拠点施設型の例
 - ・A 中学校を拠点校として、B 中学校と C 中学校の生徒が加わり活動する。 ※B、C 中学校には該当部活動がない
 - ・Aホールを拠点施設として、A中学校、B中学校、C中学校が合同で活動する。
- C-1. 市町主導運営・指導型の例
 - ・市町がスポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、地域クラブとして活動する。 (中学校が活動場所となることもあり)
- C-2. 地域団体等運営・指導型の例
 - ・総合型地域スポーツクラブ等の団体が地域クラブとして活動する。
- C-3. 民間事業者等運営・指導型の例
 - ・スイミングスクール等の民間事業者にて活動する。

2. 各市町の取組にあたって

- ①各市町においては、他市町の取組を含めた実証事業における成果や課題、今後の動向 を見極めながら、関係機関の共通理解の下、市町の実情等に応じて、できるところか ら移行に向けた取組を推進していく。
- ②各市町においては、スポーツ庁および文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を行うための関係者による協議会を設置する。
- ③部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・ 保護者への聞き取りやアンケート調査を行うなどニーズの把握に努める。
- ④各市町の設置した協議会では、前述した県の取組を踏まえて、学校部活動の地域連携 や地域クラブ活動への移行に向けた指導者の確保や受け皿の整備など環境整備に関 する検討を行う。
- ⑤特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、 学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保する よう努める。
- ⑥市町の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等をリストアップする等、指導者としての地域の人材の把握に努める。
- ⑦地域の企業や大学、高等学校等との連携を図る。
- ⑧教員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認したうえで、教員の兼業等について検討する。

- ⑨単独の市町では実施できない種目等の実施について、近隣市町と連携する。
- ⑩学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させるとともに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図る。

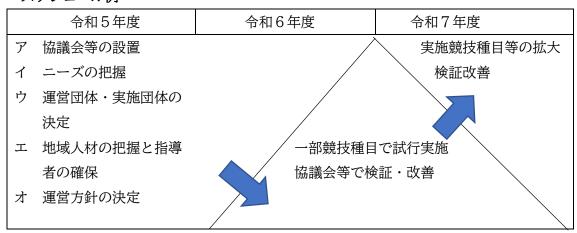
3. 地域移行の制度設計の手順

これまで学校主体で行ってきた部活動から、地域クラブ活動へと移行する際の手順としては、次のような段階が想定される。

なお、各段階は一例を示したものであり、地域の実情によって、順序が入れ替わること や省略すること、追加することも考えられる。

市町においては、当該地域の実情等を加味し、具体的な取組やスケジュール等を定めた 推進計画等を策定するなどした上で、関係者間で協議を重ねていくことが大切と考えら れ、進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直しながら、着実に進 めていくことが大切である。

~スケジュール例~



※検討の段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信

ア 協議会等の設置

市町において、関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。

イ ニーズの把握

協議会等や市町は、部活動に入っていない生徒や、今後中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査を行うなどニーズを把握する。

また、現在、部活動にはない種目等や、レクリエーション志向の活動などのニーズにつ

いても把握し、検討に生かすことも考えられる。

ウ 運営団体・実施主体の決定

協議会等や市町は、以下の業務を行うことができる地域クラブ活動の運営団体・実施主体を検討し、既存の団体がある場合は団体と協議の上、決定し、既存の団体がない場合は新規に設置することを検討することが考えられる。なお、運営が軌道に乗るまでは、市町がサポートすることのほか、市町自身が運営団体・実施主体となることも考えられる。

また、単独の運営団体・実施主体では地域全体の運営を担うことが困難な場合には、複数の運営団体・実施主体が連携し、業務を行うことも有効である。

● 運営方針、運営方法等の決定

協議会等が開催する会議との連携

- 活動の周知に係る広報活動
- 参加者の募集、受付
- 活動のマネジメント

活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続、事故やトラブル発生時の対応 等

● 指導者のマネジメント

指導者の確保、従事時間管理、報酬支払、研修会実施等

● 参加者のマネジメント

出欠管理、安全管理、参加費徵収等

- 地域、学校、競技団体等との連携
- 活動の評価による運営改善

参加者および保護者の満足度の把握等

エ 地域人材の把握と指導者の確保

運営団体・実施主体や協議会等、市町は、指導者を確保するために、地域の実情に応じて、以下の対応を検討することが考えられる。

● 地域の人材の把握

市町の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者等をリストアップ

● 教員の兼職兼業

希望する教員の兼職兼業の規定や運用の改善

- 人材登録制度の活用
 - 県が整備した人材バンク等の活用
- 企業・大学等との連携

地域の企業や大学等との連携

高校生との合同練習等による高等学校との連携

● 民間事業者との連携

スポーツクラブ、人材派遣会社等との連携

● 近隣市町との連携

近隣市町と連携し、単独の市町では実施できない種目等の実施

オ 運営方針等の決定

運営団体・実施主体や協議会等、市町は、地域クラブ活動の実施に当たり、以下の方針等を決定することが大切である。なお、項目によっては、より早期に検討することも考えられる。

● 運営方針等の策定

いつまでにどのような方策をとるのかといった、方針等について協議し、関係者間 で共有

● 活動の種目等の決定

現在学校で行われている種目をそのまま地域に移すのではなく、地域の実情やニーズを踏まえ、活動する種目等を決定

単独地域で実施できない種目については、近隣市町と連携し、活動機会を提供できないか検討

休養日と活動時間の設定

国の「ガイドライン」や県の「部活動の指導について」に沿った活動時間を設定

● 費用負担の検討

指導者の報酬、保険料(指導者、参加者)、会場使用料、消耗品代、会場への移動 に係る費用、運営団体・実施主体の事務に係る費用などを想定

生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討

● 活動の開始時期の決定

準備のできた種目、地域から部分的に開始すること、徐々に種目や対象地域を増や していくことを検討

● 実施要項の作成

募集案内等のため、実施要項を作成

● 保険の加入

指導者、参加者に対して、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償 がある保険に加入をすることを推進

4. 主な取組とスケジュール

国が改革推進期間と位置付けている令和5年度 (2023 年度) から令和7年度 (2025 年度) までにおける主な取組とスケジュール例は以下のとおりである。

柱		方 策	取組事項	令和5年	計画 令和6年	令和7年
I体制づくり	1	関係者による連携体制の構築(協議会等の設置)	協議会を設置し、情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。	設置地	域連携・地域移行に	
			県に統括コーディネーターを置き、市町や関 係団体への派遣等により連携を図る。	設置		
	2	受け皿となる運営団体、実施主体の育成・充実	運営団体・実施主体が、多様な活動機会を 確保し、参加する体制を整えていく。	(実証事業	 の活用)	
	2	持続可能な地域クラブ活動	他省庁の地域スポーツ環境の整備に関係 する事業等の活用を検討する。			
	3		地域クラブ活動を応援する企業の募集等を 検討する。			
	4	部活動の適切な運営・指導	「部活動の指導について」のガイドラインを 適宜見直していく。	適切な運営	営・指導に向けて、適	宜見直し
	5	移行のパターン	移行に向けた複数のモデルを整理し、選択 しながら取組を進めていけるよう支援して いく。	(協	議会における検討等)
Ⅱ 人づくり	1	指導者の量の確保	指導者を紹介する人材バンクを整え、登録 者や各団体の資格取得者数等を把握し情 報提供する。	設置		
			県内大学と連携し、在籍する大学生を指導 者または指導者の補助ができる体制を検討 する。	大学連携検討	大学生の活用	
			充実した活動を補助するため、中学校にお ける部活動指導員を配置する。	必要に応じて配置	必要に応じて配置	必要に応じて配置
	2	指導者の質の確保・向上	質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。			
			多様な研修会を設定し、質の向上に努める。			
			安全の確保や事故防止を図る。	(研修会開催等)		
			暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等 の行為の根絶の徹底を図る。	(研修会開催等)		
	3	教員等の兼職兼業	希望する教師等が円滑に兼職兼業の許可 を得られるよう、規程や運用の改善を行う。			
Ⅲ環境づくり	1	成果発表の場としての大会等	地域クラブや複数校合同チーム等が大会に 参加できる環境を整えていく。	適宜見直し	適宜見直し	適宜見直し
	2	活動推進のための条件、環境整備等	県立学校の施設利用や、社会教育施設・文 化施設等の低廉な使用料での利用など、利 用しやすい環境について検討する。			
			関係団体や民間企業等に対して、保有施設 や設備・用具等の活用に関する支援などの 協力を求めていく。			
	3	健康面・安全面への配慮	生徒の健康や心身の成長に配慮した、適切 な活動がされるよう取り組む。		活動時間等の周知徹底	
			怪我や事故が生じても適切な補償が受けら れるようにする。		保険加入の推進	